



浄化槽の清掃を 行いましょう

浄化槽が正常な働きを保つためには、清掃（汚泥引き抜き）が必要であり、清掃作業は法律で年1回以上行うことが義務付けられています。

皆さんの生活に欠かせない、きれいな水質を維持するためにも、必ず点検・清掃を行いましょう。その際、必ず田原本町の許可を受けた業者で行ってください。

清掃料 浄化槽の規模に応じた清掃料が必要です。

申込先 浄化槽清掃許可業者 おおやまと環境整美事業協同組合 ☎ 0745・52・2982

☎ 浄化センター ☎ 33・5727

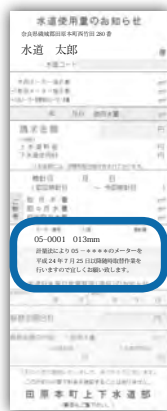
水道メーターの 取替作業を行います

上下水道部では、計量法に基づき一定の期限（8年）を迎える水道メーターを無料でお取り替えます。

対象 メーター番号が「05」で始まるメーター

※メーター番号は、「水道使用量のお知らせ」に記載しています。（左図参照）

■水道使用量のお知らせ



この値が「05」のメーターが交換の対象です

前年同月水
メーター番号
05-0001 013mm

計量法により 05-****のメーターを平成24年7月25日以降随時取替作業を行いますので宜しくお願い致します。

水道料金等口座振替済(領収)のお知らせ

期間(予定) 7月25日～

平成25年3月末日

※平成25年3月末日までの土・日曜日、祝日を除き取替作業を行います。作業は10分から20分程度です。なお、取替作業時には、腕章と胸に「水道メーター取替業務作業員身分証」を付けた作業員が伺いますので、ご協力をお願いします。

☎ 上下水道部業務課 ☎ 32・2516

田原本町住宅無料相談会

町では、年4回住宅に関する相談会を行います。町民の皆さん、住宅の耐震リフォーム、バリアフリー・リフォームを考えている、悪質リフォームへの不安を持っているなど、住宅に関する分からないことはありませんか。

建築士などの住宅・建築の専門のアドバイザーが相談に応じます。

開催日 ▼第1回 7月20日(金) ▼第2回 10月19日(金) ▼第3回 平成25年1月18日(金) ▼第4回 平成25年3月15日(金)

時間 午後1時30分～4時30分

場所 町役場

対象 町内在住者、町内に土地または家屋を所有する人

申込方法 申込書に所定の事項を記入のうえ、申込先へ提出してください。

※相談は面談を原則とし、電話による相談はできません。

※相談時間は1回45分以内です。

※左記の相談は対象外です。

紛争、訴訟などにかかわる事項の相談

他の職能の専権事項（弁護士、税理士の取扱事項）に関する相談

その他、この相談会の趣旨と異なる相談



子育て・教育

☎・申込先 まちづくり推進室

☎ 34・2085

→ 広告 →

幼稚園児をもつ保護者に 就園奨励費補助金

保護者の経済的負担を軽減するとともに、公立・私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図ることを目的として、保育料などの減免または補助

税など

暮らし・環境

年金・保険

健康・福祉

子育て・教育

まちづくり

催し・講座

募集・就職

お知らせ

← 広告 ←

← 広告 ←



税など

暮らし・環境

年金・保険

健康・福祉

子育て・教育

まちづくり

催し・講座

募集・就職

お知らせ

7月の納付（普通徴収分）

納期限 **7月31日** (火)

種類

- 固定資産税（第2期分）
- 国民健康保険税（全期前納分または第1期分）
- 介護保険料（全期前納分または第1期分）
- 後期高齢者医療保険料（全期前納分または第1期分）

安全で便利な口座振替（自動払込）制度

この制度を利用すると、指定した金融機関の口座から自動的に振り替えて納付されます。納め忘れがなく、現金を持ち歩く必要もないため、安全で便利です。利用手続きは、納期限の1カ月前までにしてください。

※口座振替（自動払込）制度による納付の場合は、領収書は発行していません。引き落としの確認は、通帳の記帳によりお願いします。なお、車検のある軽自動車税については、「継続検査用証明書」を送付します。

夜間の納付（相談）窓口開設

平日仕事などで忙しく町税（介護保険料・後期高齢者医療保険料も含む）を納めることができない人のために、夜間に納付（相談）窓口を開設していますので、ぜひご利用ください。

日時 7月2日(月)・5日(木)・26日(木)・31日(火)、
8月2日(木) 午後5時15分～9時

場所 税務課

税務課徴収収納係

☎ 34-2111

7月16日(月)海の日のごみの特別収集を行います

もえるごみの収集日が月・木曜日の地区は、午前8時30分までに所定の集積場へごみを出してください。

■ごみの持ち込みは有料です

時間 午後1時～4時

種別	単位	手数料
事業系一般廃棄ごみ	10kgごと	130円
一般家庭ごみ	10kgごと	50円

※10kg未満は10kgとみなします。

清掃工場(環境管理課)

☎ 33-5003

現在、児童手当を受給している人は6月中に「現況届」を提出していただく。

「現況届」の提出を 早急に児童手当の

【問】お子さんの就園している幼稚園（公立・私立）または教育総務課（☎34・2074）

助金の給付を行います。援助が受けられるのは、町民税の課税額が一定額より下回っている場合です。受給希望者は、お子さんの就園している幼稚園に申請してください。詳しくは町ホームページをご覧ください。

要約筆記奉仕員養成講座 (基礎課程)

耳の不自由な人のための「耳代わり」



【問】健康福祉課子育て支援係 ☎34・2098

【問】お申し込みは、6月分以降の手当を受けるためにも早急に提出してください。※現況届の提出が必要な人には、6月上旬に案内書などを送付しています。

として、その場で話されている内容をまとめながら書いて伝える「要約筆記」の奉仕員養成講座（基礎課程）が8月から始まります。難聴や中途失聴などの場合、それまで使ってきた日本語でコミュニケーションを取りたいと思うのは当然のことでしょう。そこで、聞こえる人が「耳代わり」になれるように、聴覚障害のことや要約筆記の基礎知識や技術などをこの講座で学びます。ボランティアに興味があつて書くことが好きな人など、要約筆記奉仕員としての活動に興味を持っている人の受講をお待ちしています。

日程 8月17日・24日・31日、9月7日・14日・21日・28日、10月5日・12日・19日、11月16日・30日の12回（いずれも金曜日）

時間 午後1時～4時

場所 公民館2階会議室

対象 16歳以上で町内在住・在勤の人（青垣生涯学習センター内）

受講料 1000円（テキスト代）

持ち物 筆記用具

応募締切 8月10日(金)

※5人に満たない場合は、講座を開催しませんのでご了承ください。

【問】申込 健康福祉課障害福祉係（☎34・2090）へ電話で。